



2012年10月3日 第2013-07号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本 礼一

【編集】産業政策グループ

03-5860-6150

E-MAIL: seisaku.seiji@jam-union.jp

## キャンペーン標語 「下請法 知って守って 企業のモラル」

11月の下請取引適正化推進月間を一層効果的にPRすることを目的としての、キャンペーン標語が、一般公募の中から決定しました。

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)の的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図ることを目的に昭和54年度から、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」としています。

24年度の「下請取引適正化推進月間」ではつぎの5事業をおこないます。

### 1.平成24年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語【特選作品】

#### 【特選】下請法 知って守って 企業のモラル

#### 2.下請取引の適正化に係る要請(公正取引委員会及び事業所管大臣との連携事業)

年末にかけての金融繁忙期において、下請事業者の資金繰り等が懸念されることから、下請法及び下請中小企業振興法(下請振興法)の周知徹底を図るとともに、下請振興法に基づく振興基準を遵守し、下請事業者に対する配慮等を行うよう、経済産業大臣、公正取引委員会委員長及び各事業所管大臣等の連名により、業界団体等に対し通達文書を発出します。

#### 3.特別事情聴取等の実施を通じた下請法の厳格な運用(中小企業庁独自事業)

下請法の法令遵守の徹底を促すため、同法に基づく書面調査に対する回答がない親事業者や過去に同様の改善指導を2回以上受けている親事業者等の役員等に対する、特別事情聴取等を11月から実施します。

#### 4.普及・啓発

##### 1. [下請取引適正化推進シンポジウム・セミナーの開催](#)(中小企業庁独自事業)

コンプライアンス強化と企業間取引の適正化について親事業者の取組に焦点を当て、東京、大阪で下請取引適正化推進シンポジウムを開催します。

また、親事業者の取引適正化の取組事例を紹介する下請取引適正化セミナーを全国6ヶ所で開催します。

##### 2. [下請取引改善講習会の開催](#)(中小企業庁独自事業)

下請代金支払遅延等防止法を中心とした関係法令等の講習を通じて、法令等の理解を深めていただき、下請取引の適正化及びそのための社内体制の整備等の推進を目的として開催するものです。

今年度からは、新たに下請代金法について理解を深めたい方、実務経験のある方を対象とした実践コースを11月以降、全国16ヶ所で実施します。

##### 3. [下請取引適正化推進講習会の開催](#)(公正取引委員会との連携事業)

47都道府県(61会場)において、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底します。

4. 下請ガイドライン説明会の開催 (中小企業庁独自事業)  
「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(下請ガイドライン)の説明会を開催し、下請法や独占禁止法上問題となる違反事例等や望ましい取引事例を分かりやすく説明します。
5. 下請かけこみ寺等の普及・啓発 (中小企業庁独自事業)  
下請事業者からの取引に関する相談に応じる「下請かけこみ寺」(全国 48ヶ所に設置)及び新たな取引先の拡大やビジネス・パートナー探しを支援する「ビジネス・マッチング・ステーション」(BMS)の普及・啓発を行います。
6. 広報誌等を通じた普及・啓発 (公正取引委員会との連携事業)
  1. ホームページ、メールマガジンを通じた広報
  2. ポスター、たれ幕を公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設に掲示
  3. 都道府県や中小企業関係団体、事業者団体等の機関誌を通じた広報
5. 建設業における取引適正化の推進 (国土交通省との連携事業)  
国土交通省主催の「建設業取引適正化推進月間」事業 (本年 11 月) と連携し、建設業の取引適正化を図るため、国土交通省が行う建設業法の講習会の周知に協力するとともに、建設業者からの取引に関する相談に対応する「建設業取引適正化センター」と「下請かけこみ寺」の連携を推進します。

問い合わせ、セミナーの開催等の詳細は、下記のHPを参照してください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2012/1001ShitaukeGekkan.htm>

電力料金等の原材料費の価格上昇や今後実施される、消費税の適正な転嫁が行える環境づくりを 11 月の強化月間をきっかけに作りあげる運動をしましょう。

JAMは、公正取引の実現に向けた運動に取り組んでいます。取引ガイドライン、優越的地位の濫用ガイドラインのパンフを用意しています。是非活用してください。